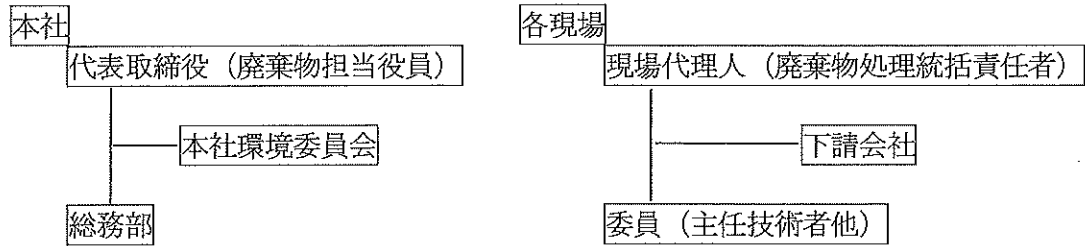


産業廃棄物処理計画書	
令和8年5月19日	
岩手県知事 達増 拓也 殿	
提出者 住 所 岩手県和賀郡西和賀町川尻40地割90番地2 氏 名 有限会社 菅 政 組 代表取締役 菅原 政一 電話番号 0197-82-2355	
岩手県循環型地域社会の形成に関する条例第9条の2第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	有限会社 菅 政 組
事業場の所在地	岩手県和賀郡西和賀町川尻40地割90番地2
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 179,955千円
③ 従業員数	6人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物 ↓ 収集運搬 ↓ 中間処理施設 ↓ 最終処理施設



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト破片
	排 出 量	281 t	412 t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力した。 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト破片
	排 出 量	100 t	100 t
	(今後実施する予定の取組) 最終処理量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。 また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート破片・アスファルト破片 現場毎に発生したものをそのつど中間処理施設へ必ず搬出する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート破片・アスファルト破片 現場毎に発生したものをそのつど中間処理施設へ必ず搬出する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト破片
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト破片
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら再生利用する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト破片
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト破片
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) —		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト破片
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト破片
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト破片
	全処理委託量	281 t	412 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	281 t	412 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト破片
	全 処 理 委 託 量	100 t	100 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	100 t	100 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		
※事務処理欄			